

～県と協働で地域課題の解決に取り組む～

基金21 募集説明会

6/26(水) 14時～16時開催

かながわ県民センター11階コミュニティカレッジ講義室1



★今年度の特定課題が決定★

- 長期化・高齢化するひきこもりを地域で支える仕組みづくり
- 住宅確保が困難な要配慮者への総合的な支援

※各課題の詳細は当日会場でご説明します。

協働事業負担金
上限 1,000 万円
原則 3 年間

参加費**無料**
(要申込)
先着 30 名

説明会終了後、
個別相談
を実施します。

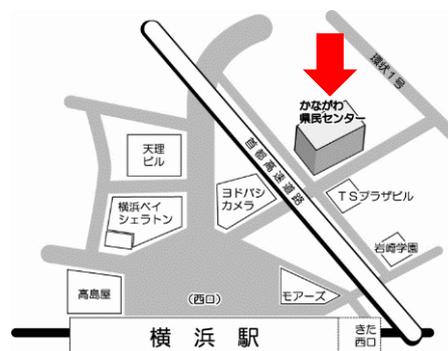
**社団法人、
財団法人**も
応募可能

<申込先>

かながわ県民活動サポートセンター基金事業課
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民センター 8 階
TEL 045-312-1121 (内線 2831、2832)

<会場・アクセス>

横浜駅徒歩 5 分
かながわ県民センター 11 階



今回の特定課題

※当日、提案部署の担当者からご説明します。

1 長期化・高齢化するひきこもりを地域で支える仕組みづくり【福祉子どもみらい局提案】

【趣旨】

ひきこもりは、1980年代以降、若者の問題として扱われてきた。しかし、その期間が長期化して、本人が40、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮する中高年のひきこもりが近年、問題となっている。

内閣府が平成30年12月、40～64歳のひきこもりの実態調査を行った結果、中高年でひきこもり状態にある方は、約61万3千人と推計され、15～39歳の約54万1千人を上回った。

これまで、ひきこもりは若者の現象として捉えられてきたため、青少年行政(概ね39歳まで)を中心に担ってきたが、近年、ひきこもり状態にある人は、年代も状況も様々である。

ひきこもり支援を実施している機関等へ調査を実施したところ、「どこに相談したらよいかわからない」、「本人へのアプローチ方法がわからない」といった回答が多く、相談窓口に繋がっていない方をどう支援するかなどが課題となっている。

そこで、県として、若者に加え、長期化・高齢化する中高年のひきこもり支援に焦点を当て、本人の状況に応じた支援や、支援者や家族への支援に繋げるため、県、市町村、ボランティア団体等の関係団体と協働した、一体的な施策展開を進めていきたい。

例えば、ひきこもりサポートマップ・サポートブック(支援者・家族向け)等を使い、庁内の関係各課や地域の福祉団体等による会議や研修などの場を活用し、出張講座やセミナーを実施することで、ひきこもりの問題について知識の向上を図り、支援に繋げる取組などが想定される。

さらに、地域における支援が充実するよう、地域に根ざしたネットワークづくりを進めたい。

例えば、有識者によるフォーラムの開催等により、ボランティア団体等や市町村、相談機関の連携を強化する取組などが想定される。

また、提携団体に関しては、ひきこもり支援に実績があり、当事者目線で事業を実施し、中間支援団体となることを想定している。

そこで、本提案では、ひきこもり支援事業の企画調整及び実施にノウハウを有するボランティア団体等との協働事業を実施することにより、地域に潜在するひきこもりを相談機関や支援機関に繋ぎ、地域を基盤とした総合的・包括的な相談及び支援体制を強化し、長期化・高齢化するひきこもりを地域で支える仕組みづくりを推進したい。

2 住宅確保が困難な要配慮者への総合的な支援【県土整備局提案】

【趣旨】

近年、高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保に特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)は、民間賃貸住宅への入居時に賃貸人に拒否感を持たれていることが多く、要配慮者が安心して暮らせる住宅の確保が求められている。

また、住宅ストックの状況としては、公的賃貸住宅では、大幅な増加は見込まれず、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にあることから、その有効活用が課題となっている。

要配慮者である県民の居住の安定確保を図るためには、公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅への入居の円滑化を進めることにより、重層的な住宅セーフティネット機能を強化していくことが重要となる。

こうしたなか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により、県では要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の登録制度等による新たな住宅セーフティネット制度を2017(平成29)年10月より開始した。

今年度、賃貸人を対象としたアンケート調査を実施したところ、孤立死や家賃の未払いの可能性等の理由により、賃貸人は要配慮者に空き家・空き室を安心して貸し付けできないことから、要配慮者は賃貸人から入居を拒まれている実態があることが分かった。言い換えると、要配慮者の居住支援は賃貸人の入居拒否感の低減に繋がることから、その重要性が分かった。

また、この制度の推進にあたり、居住支援の状況や実態を把握するため、居住支援法人等にヒアリングを実施したところ、その多くは、スタッフ確保のための財源を課題としていることから、居住支援をビジネスとしてうまく回す仕組みを構築することが、一つのモデルになることが分かった。さらに、入居までの居住支援だけではなく、入居後の居住支援が重要であることが分かった。

そこで、要配慮者が安心して暮らせる住まいづくりを実現するため、①入居前の居住支援に加え、②入居後の居住支援の総合的な支援により、要配慮者が日常生活の自立を目指せる取組をボランティア団体等との協働事業として実施したい。

そして、事業を実施することで得られた成果は、他のボランティア団体の事業モデルとなるよう、資金確保などの仕組みの構築につなげ、県として県内各所へ普及させていく。